脱炭素に向けた新たな展開と生物多様性

エネルギー環境保全マネジメント研究部会

横山 健児

2022年11月20日: 国連気候変動会議(COP27)

気候変動に起因する災害によって脆弱な立場に置かれた国々が被る「損失と損害(ロス&ダメージ)」 を補償するための資金提供メカニズムを設けるという成果に合意。

2022年12月19日:国連生物多様性条約第15回締約国会議(COP15) 2030年までに地球上の陸域、海洋・沿岸域、内陸水域の30%を保護するという画期的な合意ととも に閉幕。

2023年4月1日:レベニューキャップ制度に基づき、託送料金が値上げ。

2023年5月12日:

「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(GX推進法)成立。

※GX経済移行債の発行、成長志向型カーボンプライシングの導入

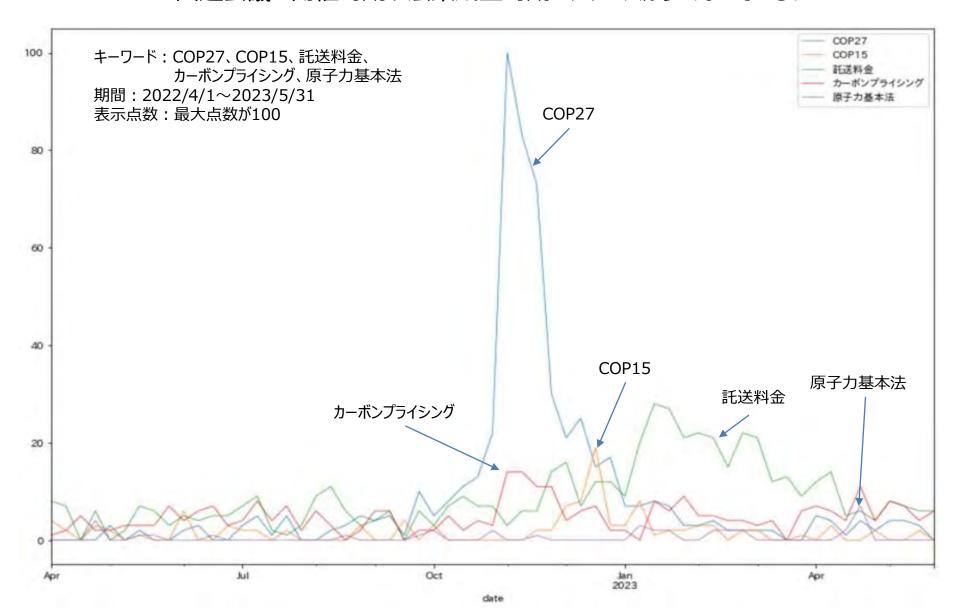
2023年5月31日:

「GX脱炭素電源法」が成立。 ※原子力発電所の60年超運転を認める

2023年6月1日:電気料金が大幅値上げ。 ⇒ 政府の負担軽減策で抑制

関連ワードの人気度 Googleトレンド

国連会議の開催時期や法案成立時期にアクセスが多くなっている。



1. GX実現に向けた基本方針

GX推進法、GX脱炭素電源法

2. 生物多様性と生物多様性条約

昆明・モントリオール生物多様性枠組30by30ロードマップ

1. GX実現に向けた基本方針

GX推進法、GX脱炭素電源法

2. 生物多様性と生物多様性条約

昆明・モントリオール生物多様性枠組30by30ロードマップ

GX実現に向けた基本方針 ~今後10 年を見据えたロードマップ~

産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する、「グリーントランスフォーメーション」(GX(Green Transformation))は、戦後における産業・エネルギー政策の大転換を意味する。 脱炭素分野で 新たな需要・市場を創出し、日本の産業競争力を 再び 強化することを通じて、経済成長を実現 していく必要がある。2023年2月10日閣議決定。

- ① エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の 取組
- ②「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行
- ③ 国際展開戦略
- ④ 社会全体のGXの推進
- ⑤ GXを実現する新たな政策イニシアティブの実行状況の進捗評価 と 見直し

①GXに向けた脱炭素の取組

エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組においては、下記のような項目で纏められており、注目される点のみコメントを加えた。

・徹底した省エネルギーの推進、製造業の構造転換

(燃料・原料転換)

・再生可能エネルギーの主力電源化

地域主導の再エネ導入

FIT/FIP制度によらない需要家との長期契約 洋上風力、定置型電池、余剰電力による水素

太陽光パネルの破棄

・原子力の活用

安全性の確保を大前提に新たな安全メカニズムを組み込んだ次世 代革新炉の開発・建設

一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めることとする。

- 水素・アンモニアの導入促進
- ・カーボンニュートラル実現に向けた電力・ガス市場の整備・

供給力確保、安定供給

住宅の省エネ化、省エネ家電

ディマンドリスポンス

大企業に非化石エネルギー転換の目安を提示

- ・ 資源確保 に向けた資源外交など国の関与の強化
- 蓄電池産業

• 資源循環

成長志向型の資源自律、循環経済の確立に向けて、 動静脈連携による資源循環を加速

- ・運輸部門のGX
- ・脱炭素目的のデジタル投資
- 住宅 建築物

・インフラ

メタネーション
バイオ製品の利用

・カーボンリサイクル/ CCS

CO2削減コンクリート製造設備 CCS

• 食料 • 農林水産業

内閣府ホームページ

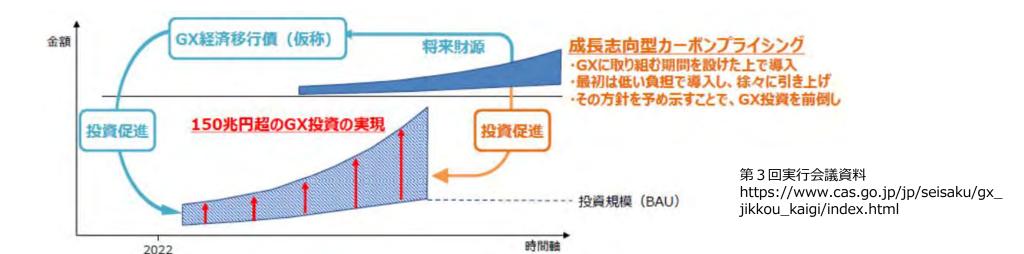
木材利用

②「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行

今後10年間で150兆円を超えるGX投資を官民協調で実現していくためには、国として長期・複数年度にわたり支援策を講じ、民間事業者の予見可能性を高めていく必要がある。そのため、新たに「GX 経済移行債」(仮称)を創設し、これを活用することで、国として20兆円規模の大胆な先行投資支援を実行する。

- •「GX 経済移行債」(仮称)を活用した大胆な先行投資支援 (規制・支援一体 型投資促進策)
- カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ
- ・新たな金融手法の活用

内閣府ホームページ https://public-comment.egov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595 222084&Mode=0



GX 経済移行債とカーボンプライシングの導入時期

2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
--	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

【GXに集中的に取り組む5年間】

「GX 経済移行債」(仮称)発行期間

GX リーグにおける「排出量取引制度」 カーボン・クレジット市場の創設

【2050年度までに「GX 経済移行債」 (仮称) を償還】

「排出量取引制度」の本格稼働※企業投資を促進する制度設計を行う

発電部門を対象とした有償オークション ※再エネ賦課金のピークアウト時期から導入

炭素に対する賦課金 ※当初低い負担で導入し、徐々に引き上げ

2023年度~2032年度の10年間発行 2050年度までに償還

カーボンプライシング導入の結果として得られる将来の財源を裏付けとした20兆円規模の「GX経済移行債」(仮称)を、来年度以降10年間、毎年度、国会の議決を経た金額の範囲内で発行していく。 償還については、カーボンニュートラルの達成目標年度の2050年度までに終える設計とする。

基本条件

- I.技術の革新性や事業の性質等により、民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業を対象と する
- II. 産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献するものであり、その市場規模・削減規模の大きさや、GX達成に不可欠な国内供給の必要性等を総合的に勘案して優先順位をつける
- III. 企業投資・需要側の行動を変えていく仕組みにつながる規制・制度面の措置と一体的に講ずる
- IV. 国内の人的・物的投資拡大につながるものを対象とし、海外に閉じる設備投資など国内排出削減に効かない事業や、クレジットなど目標達成にしか効果が無い事業は、支援対象外とする

直ちに導入するのではなく、GX に集中的に取り組む期間を設けた上で導入することとする。また、当初低い負担で導入し、徐々に引き上げていくこととした上で、その方針を予め示すことにより、GX 投資の前倒しを促進することが可能となる。こうしたカーボンプライシングの特性を上手く活用することで、事業者に GX に先行して取り組むインセンティブを付与する仕組みを創設する。

- ・産業競争力強化と効率的かつ効果的な排出削減が可能となる 「排出量取引制度」
 - ・炭素排出に対する一律のカーボンプライシングとしての 「炭素に対する賦課金」
 - ・排出量の多い発電事業者の発電部門を対象とした 「有償オークション」

- 炭素排出に応じた一律のCP(税、負担金等)は、幅広い企業に対してGXへの動機付けが可能であ り、かつ、国が価格を明示できるため予見可能性が高い一方で、価格が全企業一律となり、削減効果 が限定的等の課題がある。
- 排出量取引制度は、企業毎に削減目標を設定できるなど効率的かつ効果的な排出削減が可能である。 る一方、対象企業が限定的であったり、価格が市場で決まるため、予見可能性が低い等の課題がある。

炭素排出に応じた一律のCP (税、負担金等)

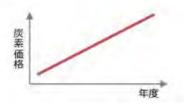
排出量取引制度

対象範囲

排出削減効果

価格変動リスク

- ·全排出企業が対象
- ⇒ 広くGXへの動機付けが可能
- ・価格が全企業一律で、削減効果が 限定的(高率の負担となるおそれ)
- 価格引上げを国が予め明示可能
- ⇒予見可能性:高



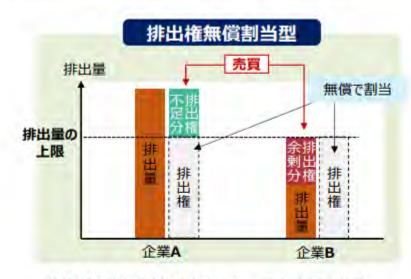
·対象が限定的 (多排出企業)

- ・企業毎に、野心的な削減目標
- ・削減コストが低い他社から枠の購入可
- ⇒ 効率的かつ効果的に排出削減
- ・価格が市場で決まり、変動リスクが高い
- ⇒予見可能性:低

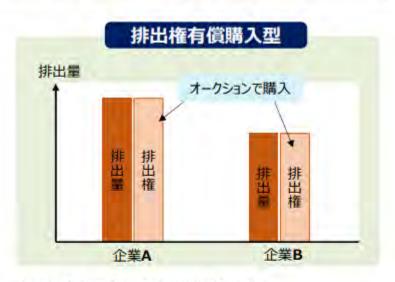


排出量取引制度の種類

■ 政府がCO2の排出量を設定・管理する排出量取引制度は、以下の2類型に大別される。



- ・政府が企業(対象施設)ごとに排出上限を設定
- ・政府は企業に排出上限分の排出権を無償で割当
- ・排出量が無償割当分を超過した企業は、余剰が生じた 企業から必要分を買い取り



- 政府が域内全体の排出総量を設定
- ・政府は排出総量の範囲内で排出権を有償(exオークション) で売却
- ・企業は排出量に応じた排出権を購入
- 無償割当型、有償購入型ともに、政府が域内の排出総量を設定・コントロール可能。
- 無償割当型の場合には政府の収入はゼロであるが、有償購入型のケースでは政府にオークション分の収入が発生する。
- EUにおける排出量取引制度は、2005年に無償割当型からスタートし、2013年から有償購入型へ移行。EUの排出権オークション価格は日本円で1万円/tCO2程度。

2023年度: GXリーグにおける「排出量取引制度」

カーボン・クレジット市場の創設

2026年度: 「排出量取引制度」の本格稼働

GXリーグ が目指す世界観



GXリーグで実施するプロジェクト

①2050CN のサステイナブルな未来像を議論・ 創造する場

②CN時代の市場創造やルールメイキングを議論 する場

上記①で示すような未来像を踏まえ、その未来像の実現に向けたルールメイキングの議論(先端市場設計)を進めることにより、進展する技術の社会実装・事業化に向けた機会を拡大させ、具体的な市場の創出と生活者への価値の提供を更に加速させる。

③自ら掲げた目標に向けて自主的な排出量取 引を行う場

2030年(またはそれに類する年)における高い排出量削減目標を自主的に掲げ、その達成に向けて、毎年の取組状況の報告と、中間地点達成状況の評価を行い、目標に達しない場合は、直接排出(国内分)に関して、カーボン・クレジット市場を通じた自主的なクレジットの取引を行う。



◆取引所は、取引価格を公示(炭素価格としてのシグナルの発信)。

◆GXリーグ非加盟企業は、プロジェクト由来クレジットについて、売買が可能。

機会の拡大

経済産業省 産業技術環境局 環境経済室 「GXリーグ基本構想」(2022.2.1)

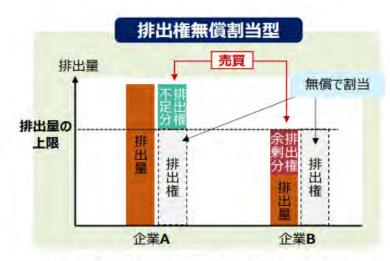
GX に集中的に取り組む 5年の期間を設けた上で 2028 年度から導入

多排出産業だけでなく、広く GX への動機付けが可能となるよう、炭素排出に対する一律のカーボンプライシングとしての「炭素に対する賦課金」を導入することとする。具体的には、代替技術の有無や国際競争力への影響等を踏まえて実施しなければ、我が国経済に悪影響が生じるおそれや、国外への生産移転(カーボンリーケージ)が生じることに鑑み、直ちに導入するのではなく、GX に集中的に取り組む 5 年の期間を設けた上で、2028 年度から導入する。化石燃料の輸入事業者等を対象に、当初低い負担で導入した上で徐々に引き上げていくこととし、その方針を予め示すことで、民間企業による GX 投資の前倒しを促進する。

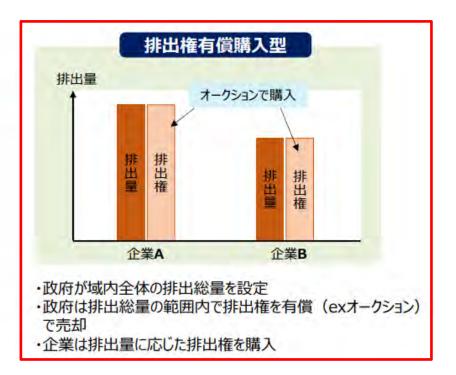
<u>再工ネ賦課金総額 が ピークアウト していく想定を踏まえて</u> 2033年度から開始

発電事業を行うに当たって取得する必要がある排出量に相当する排出枠をオークションの対象 とし、排出量の見通しや 発電効率(ベンチマーク)等を基礎に、企業のGXの移行状況等を踏まえ、まずは 排出枠を 無償交付し、段階的に減少(有償比率を上昇)させる。

対象者:排出量の多い発電事業者(電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者)



- ・政府が企業(対象施設)ごとに排出上限を設定
- ・政府は企業に排出上限分の排出権を無償で割当
- ・排出量が無償割当分を超過した企業は、余剰が生じた 企業から必要分を買い取り



GX推進法

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案【GX推進法】の概要

背景・法律の概要

- ✓ 世界規模で<u>グリーン・トランスフォーメーション(GX)実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル</u>等の国際公約と**産業競争力強化・経済成長を同時に実現**していくためには、**今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資**が必要。
- ✓ 昨年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」に基づき、(1) GX推進戦略の策定・実行、(2) GX経済移行債の発行、(3) 成長志向型カーボンプライシングの導入、(4) GX推進機構の設立、(5) 進歩評価と必要な見直しを法定。

(1) GX推進戦略の策定・実行

政府は、GXを総合的かつ計画的に推進するための戦略(脱炭素成長型経済構造移行推進戦略)を策定。戦略はGX経済への移行状況を検討し、適切に見直し。
 【第6条】

(2) GX経済移行債の発行

- ・政府は、GX推進戦略の実現に向けた先行投資を支援するため、2023年度 (令和5年度)から10年間で、GX経済移行債(脱炭素成長型経済構造 移行債)を発行。【第7条】
- ※ 今後10年間で20兆円規模。エネルギー・原材料の脱炭素化と収益性向上等に資する革新的な技術開発・設備投資等を支援。
- GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還。
 (2050年度(令和32年度)までに償還)。【第8条】
- ※ GX経済移行債や、化石燃料賦課金・特定事業者負担金の収入は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定で区分して経理。必要な措置を講ずるため、本法附則で特別会計に関する法律を改正。

(4) GX推進機構の設立

- 経済産業大臣の認可により、GX推進機構(脱炭素成長型経済構造移行 推進機構)を設立。
- (GX推進機構の業務)【第54条】
- ① 民間企業のGX投資の支援(金融支援(債務保証等))
- ② 化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収
- ③ 排出量取引制度の運営(特定事業者排出枠の割当て・入札等) 等

(3) 成長志向型カーボンプライシングの導入

- ・炭素排出に値付けをすることで、GX関連製品・事業の付加価値を向上。
 - ⇒ 先行投資支援と合わせ、GXに先行して取り組む事業者にインセンティブが 付与される仕組みを創設。
- ※ ①②は、直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入。(低い負担から導入し、徐々に引上げ。)
- ① 炭素に対する賦課金(化石燃料賦課金)の導入
 - 2028年度(令和10年度)から、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業 者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO2の量に応じて、化石燃料 料賦課金を徴収。【第11条】
- ② 排出量取引制度
 - 2033年度 (令和15年度) から、経済産業大臣は、発電事業者に対して、一部有償でCO2の排出枠 (量) を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収。【第15条・第16条】
 - ・ 具体的な有償の排出枠の割当てや単価は、入札方式(有償オークション) により、決定。【第17条】

(5) 進捗評価と必要な見直し

- ・GX投資等の実施状況・CO2の排出に係る国内外の経済動向等を踏まえ、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを講ずる。
- ・ <u>化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する詳細の制度設計について排出枠取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策</u>を含めて検討し、<u>この法律の施行後2年以内に、必要な法制上の措置を行う</u>。【附則第11条】
- ※本法附則において改正する特別会計に関する法律については、平成28年改正において同法第88条第1項第2号=に併せて手当する必要があった所要の規定の整備を行う。

GX脱炭素電源法

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための 電気事業法等(a)の一部を改正する法律案[GX脱炭素電源法]の概要

※電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(再エネ特措法)、原子力基本法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(炉規法)、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(再処理法)

背景・法律の概要

- ✓ <u>ロシアのウクライナ侵略</u>に起因する<u>国際エネルギー市場の混乱</u>や国内における<u>電力需給ひっ迫等への対応</u>に加え、<u>グリーン・トランスフォーメーション</u> (GX) が求められる中、<u>脱炭素電源の利用促進</u>を図りつつ、電気の安定供給を確保するための制度整備が必要。
- ✓ 本年2月10日(金)に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」に基づき、(1)地域と共生した再工ネの最大限の導入促進、(2)安全確保を 大前提とした原子力の活用に向け、所要の関連法を改正。

(1)地域と共生した再エネの最大限の導入拡大支援 (電気事業法、再エネ特措法)

- ① 再エネ導入に資する系統整備のための環境整備(電気事業法・再エネ特措法)
 - 電気の安定供給の確保の観点から特に重要な送電線の整備計画を、経済産業 大臣が認定する制度を新設
 - 認定を受けた整備計画のうち、再工ネの利用の促進に資するものについては、 従来の運転開始後に加え、工事に着手した段階から系統交付金(再工ネ 賦課金)を交付
 - ・電力広域的運営推進機関の業務に、認定を受けた整備計画に係る送電線の整備に向けた貸付業務を追加
- ② 既存再エネの最大限の活用のための追加投資促進(再エネ特指法)
 - 太陽光発電設備に係る早期の追加投資(更新・増設)を促すため、
 地域共生や円滑な廃棄を前提に、追加投資部分に、既設部分と区別した
 新たな買取価格を適用する制度を新設
- ③ 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化 (再エネ特措法)
 - 関係法令等の違反事業者に、FIT/FIPの国民負担による支援を一時留保 する措置を導入
 - **違反が解消された場合**は、相当額の取り戻しを認めることで、<u>事業者の早期改善を促進</u>する一方、**違反が解消されなかった場合**は、**FIT/FIPの国民負担による** 支援額の返還命令を新たに措置
 - <u>認定要件</u>として、事業内容を周辺地域に対して事前周知することを追加 (事業譲渡にも適用)
 - 委託先事業者に対する監督義務を課し、委託先を含め関係法令遵守等を徹底
- ※1 災害の危険性に直接影響を及ぼしうるような土地開発に関わる許認可(林地開発許可等)については、 認定申請前の取得を求める等の対応も省令で措置。

(2)安全確保を大前提とした原子力の活用/廃炉の推進 (原子力基本法、炉規法、電気事業法、再処理法)

- ① 原子力発電の利用に係る原則の明確化 (原子力基本法)
 - 安全を最優先とすること、原子力利用の価値を明確化(安定供給、GXへの貢献等)
 - 国・事業者の責務の明確化(廃炉・最終処分等のバックエンドのプロセス加速化、 自主的安全性向上・防災対策等)
- ② 高経年化した原子炉に対する規制の厳格化 (炉規法)
 - 原子力事業者に対して、①運転開始から30年を超えて運転しようとする場合、 10年以内毎に、設備の劣化に関する技術的評価を行うこと、②その結果に 基づき長期施設管理計画を作成し、原子力規制委員会の認可を受けることを 新たに法律で義務付け
- ③ 原子力発電の運転期間に関する規律の整備(電気事業法)
 - 運転期間は40年とし、i)安定供給確保、ii)GXへの貢献、iii)自主的安全性 向上や防災対策の不断の改善について経済産業大臣の認可を受けた場合に 限り延長を認める
 - 延長期間は20年を基礎として、原子力事業者が予見し難い事由(安全規制に係る制度・運用の変更、仮処分命令等)による停止期間(a)を考慮した期間に限定する ※原子力規制委員会による安全性確認が大前提
- ④ 円滑かつ着実な廃炉の推進 (再処理法)
 - 今後の廃炉の本格化に対応するため、使用済燃料再処理機構(NuRO(※))に
 i)全国の廃炉の総合的調整、ii)研究開発や設備調達等の共同実施、
 iii)廃炉に必要な資金管理等の業務を追加
 - (※) Nuclear Reprocessing Organization of Japan の略
 - ・原子力事業者に対して、NuROへの廃炉拠出金の拠出を義務付ける
- ※2 炉規法については、平成29年改正により追加された同法第78条第25号の2の規定について同改正において併せて手当する必要があった所要の規定の整備を行う。
- ※3 再処理法については、法律名を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」から「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に改める。

1. GX実現に向けた基本方針

GX推進法、GX脱炭素電源法

2. 生物多様性と生物多様性条約

昆明・モントリオール生物多様性枠組30by30ロードマップ

生物多様性と生物多様性条約

生物多様性とは、

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。

生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

■ 3つのレベルの多様性

:: 生態系の多様性

森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があります。



ブナ林 (白神山地:秋)



四万十川(高知)



釧路湿原(北海道)



サンゴ礁(石垣島)

:: 種の多様性

動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがいます。



チシオタケの仲間 (北海道)



ミツバチの受粉



アオウミガメとギンガメアジ(バラオ)



エゾヒグマ (北海道 知床半島)

:: 遺伝子の多様性

同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があります。



アサリ



ナミテントウ

生物多様性条約とは (1993年発行、1993年日本締結)

世界全体で生物多様性の問題に取り組むため、1992年5月に「生物多様性条約」が制定される。

この条約には、先進国から開発途上国への資金援助と技術協力の仕組みがある。

また、生物多様性に関する情報交換や調査研究を各国が協力して行うことになっている。

条約の目的

- 1 生物の多様性の保全
- 2 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- 3 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

主な環境法の俯瞰図(国内)

		環境基本法			
地球環境	公害	廃棄物	化学物質等	生物多様性	
・省エネ法・地球温暖化対策推進法・フロン排出抑制法・オゾン層保護法・再エネ特借法	 ・公害防止組織法 ・大気汚染防止法 ・自動車Nox・PM法 ・水質汚濁防止法 ・浄化・消滅 ・予化・消滅 ・下水道 ・土壌 ・土場 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 循環型社会形成推進基本法 ・廃棄物処理法 ・PCB廃棄物特借法 ・資源有効利用促進法 ・各種リサイクル法 容器包装リサイクル法 家電リサイクル法 家電リサイクル法 対型家電リサイクル法 建設リサイクル法 食品リサイクル法 食品リサイクル法 食品リサイクル法 食品リサイクル法 自動車リサイクル法 ・グリーン購入法 ・グリーン購入法 ・水銀汚染防止法 	 ・化審法 ・化管法 ・毒劇法 ・ダイオキシン特借法 ・労働安全衛生法 ・消防法(危険物) 	 生物多様性基本法 自然環境保全法 自然公園法 環境影響評価法 鳥獣保護管理法 種の保存法 外来生物法 	

※国の法規制に基づき地方自治体が様々な条例を制定している

生物多様性基本法(2008.6.6公布·施行)

前文

生物多様性が人類の生存基盤のみならず文化の多様性を支えており、国内外における生物多様性が危機的な状況にあること、我が国の経済社会が世界と密接につながっていることなどを踏まえた、本基本法制定の必要性を記述

目的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与すること

基本原則

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

- ①保全:野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的 条件に応じ保全
- ②利用:生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用

保全や利用に際しての考え方

③予防的順応的取組方法、④長期的な観点、⑤温暖化対策との連携

責務

国の責務、地方公共団体の責務:基本原則にのっとった施策の実施等

事業者の責務、国民及び民間団体の責務:基本原則にのっとった活動等に努める

年次報告

白書の作成(運用上は、環境白書・循環型社会白書と統合)

牛物多様性戦略

国の戦略:「牛物多様性国家戦略」策定の義務規定

地方の戦略:地方公共団体が単独又は共同で策定する地方版戦略を努力義務規定 基本的施策

保全に重点を置いた施策

- ①地域の生物多様性の保全、②野生生物の種の多様性の保全等、
- ③外来生物等による被害の防止

持続可能な利用に重点を置いた施策

- ④国十及び自然資源の適切な利用等の推進、⑤遺伝子など生物資源の適正な利用の推進、
- ⑥牛物多様性に配慮した事業活動の促進

共通する施策

⑦地球温暖化の防止等に資する施策の推進、⑧多様な主体の連携・協働、民意の反映及び自発的な活動の促進、⑨基礎的な調査等の推進、⑩試験研究の充実など科学技術の振興、⑪教育、人材育成など国民の理解の増進、⑫事業計画の立案段階等での環境影響評価の推進、⑬国際的な連携の確保及び国際協力の推進

生物多様性国家戦略2012-2020 (2012年9月28日閣議決定)

第1部: 戦略

[自然共生社会実現のための基本的な考え方]

「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

【生物多様性の4つの危機】

「第1の危機」

開発など人間活動による危機

「第2の危機」

自然に対する働きかけの縮小による危機

「第3の危機」

外来種など人間により持ち込まれたもの による危機

「第4の危機」

地球温暖化や海洋酸性化など地球環境の 変化による危機

【生物多様性に関する5つの課題】

- ① 生物多様性に関する理解と行動
- ② 担い手と連携の確保
- ③ 生態系サービスでつながる「自然共生圏」の短端
- ④ 人口減少等を踏まえた国土の保全管理
- ⑤ 科学的知見の充実

[目標]

◆ 長期目標 (2050年)

生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。

◆ 短期目標 (2020年)

生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を 目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。

【自然共生社会における国土のグランドデザイン】

100 年先を見通した自然共生社会における国土の目指す方向性やイメージを提示

【5つの基本戦略】…2020年度までの重点施策

- 1 生物多様性を社会に浸透させる
- 2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
- 3 森・里・川・海のつながりを確保する
- 4 地球規模の視野を持って行動する
- 5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

第2部: 愛知目標の達成に向けたロードマップ

- ■「13の国別目標」とその達成に向けた「48の主要行動目標」
- 国別目標の達成状況を把握するための「81 の指標」

第3部: 行動計画

■ 約 700 の具体的施策

■ 50 の数値目標

環境省ホームページから作成(https://www.biodic.go.jp/biodiversity)

愛知目標 生物多様性条約COP10(2010.10名古屋市)で採択された20個の世界目標

- 目標1:生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するための行動を人々が認識する。
- 目標2:生物多様性の価値を、国と地方の計画に統合し、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込む。
- 目標3:生物多様性に有害な奨励措置を廃止もしくは改革し、生物多様性に有益な奨励措置を策定し、適用する。
- 目標4:自然資源の利用を生態学的限界の範囲内に抑え、すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。
- 目標5:森林を含む自然生息地の損失速度が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、その劣化と分断化が顕著に減少する。
- 目標6:過剰漁獲が避けられ、回復計画を講じながら、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、生態学的限界の範囲内に抑える。
- 目標7:農業、養殖業、林業を持続可能に管理する。
- 目標8:過剰栄養などによる汚染を、生態系や生物多様性に有害とならない水準にまで抑える。
- 目標9:侵略的外来種のうち優先度の高い種を制御し、根絶する。その導入や定着を防止するための対策を講じる。
- 目標10:サンゴ礁などの気候変動や海洋酸性化の影響を受ける脆弱な生態系への人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を 維持する。
- 目標11:生物多様性と生態系サービスにとって重要な地域を中心に、<mark>陸域および内陸水域の少なくとも17%、沿岸域および海域の少なくとも10%を、効果的な保護区制度などにより保全する。</mark>
- 目標12: 既知の絶滅危惧種の絶滅を防止する。とくに減少している種の保全状況を改善する。
- 目標13:作物、家畜およびその野生近縁種の遺伝子の多様性を維持し、損失を最小化する戦略を策定して、実施する。
- 目標14:自然のめぐみをもたらし、人の健康、生活、福利に貢献する生態系を、女性、先住民、地域共同体、貧困層や弱者のニーズを 考慮しながら、回復・保全する。
- 目標15:劣化した生態系の少なくとも15%を回復させることをふくめ、生態系の抵抗力および二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性 の貢献を強化し、気候変動の緩和と適応、砂漠化対処に貢献する。
- 目標16:遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書を、国内法制度に従って 施行、運用する。
- 目標17:各締約国が、効果的で参加型の生物多様性国家戦略または行動計画を策定し、実施する。
- 目標18: 先住民と地域共同体の伝統的知識・工夫・慣行を尊重し、条約の実施において考慮する。
- 目標19:生物多様性に関連する知識、科学技術を改善する。そして広く共有・移転し、適用する。
- 目標20:戦略計画を効果的に実施するための資金動員を、現在のレベルから顕著に増加させる。

昆明・モントリオール生物多様性枠組

生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)第二部 2022年12月7日~19日@カナダ・モントリオール(議長国:中国)

2010年に採択された「愛知目標」の後継であり2020年以降の生物多様性に関する世界目標となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。同枠組では、生物多様性の観点から2030年までに<mark>陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」※</mark>が主要な目標の一つとして定められたほか、ビジネスにおける生物多様性の主流化等の目標が採択された。主な内容は以下のとおり。

※陸域は20.5%が、海域は13.3%が既に保護地域に位置づけられている。

(同枠組の主な内容)

- ・2050年ビジョン「自然と共生する世界」(愛知目標と共通内容)
- ・2030年ミッション「生物多様性を保全し、持続可能に利用し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保しつつ、必要な実施手段を提供することにより、生物多様性の損失を止め反転させ回復軌道に乗せるための緊急な行動をとる」
- ・2050年ゴール(ゴールA、B、C、D)及び2030年ターゲット(ターゲット1~23)
 - (注)主なターゲットの概要
 - (ターゲット3) 2030年までに陸と海のそれぞれ30%以上を保護・保全(30by30)
 - (ターゲット6) 2030年までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減
 - (ターゲット8) 自然を活用した解決策等を通じた気候変動の生物多様性への影響の最小化
 - (ターゲット15) ビジネスによる影響評価・情報公開の促進
- ・新枠組の進捗をモニタリング・評価する仕組みに関する記載

昆明・モントリオール生物多様性枠組の構造

昆明・モントリオール生物多様性枠組の構造

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2030年ミッション

必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、 人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

昆明・モントリオール 2050年ゴール

ゴールA 保全

ゴールB 持続可能な 利用

ゴールC 遺伝資源への アクセスと利益配分 (ABS)

ゴールD 実施手段

昆明・モントリオール2030年ターゲット(緊急に取るべき行動)

(1) 生物多様性への脅威の縮小 (3) 実施・主流化のツールと解決策

1: 空間計画

2: 自然再生

3: 30by30

4: 種・遺伝子の保全

5: 生物採取

6: 外来種対策

7: 汚染

8: 気候変動

(2) 人々の需要が満たされる

9: 野生種の利用

10:農林漁業

11:自然の調整機能

12:緑地親水空間

13: 遺伝資源への アクセスと利益配分 (ABS) 14: 生物多様性の主流化

15: ビジネス

16: 持続可能な消費

17: バイオセーフティー

18: 有害補助金

19: 資金

20: 能力構築、技術移転

21: 知識へのアクセス

22: 先住民、女性及び若者

23: ジェンダー

実施支援メカニズム/責任と透明性/広報・教育・啓発・取り込み

30by30ロードマップ

30by30ロードマップ概要

キーメッセージ

- > 2030年までに陸と海の30%以上を保全
- ▶ 生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻す
- ▶ 地域の経済・社会・環境問題の同時解決につながるNbS (Nature-based Solutions)のための、健全な生態系を確保 する基盤的・統合的アプローチ

本ロードマップの目的

30by30目標達成までの行程と具体策を示す

30by30目標達成のための主要施策と個別目標

- > 国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上
- ➢ 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM) の 設定・管理
- ▶ 生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」等

主要施策を支え、推進する横断的取組 30by30アライアンス/経済的手法/サステナブルファイナンス 等

各主体に期待される役割

国、地方公共団体、事業者、研究機関・研究者・学術団体、 民間団体、国民

中間評価の実施

「見える化」により生物多様性保全上効果的な地域を把握・検証、陸域の30by30目標達成の具体的な内容を示す 等

背景と目標達成に向けて

私たちの社会全体を支える生態系サービスは過去50年間で劣化

そのため、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる 「ネイチャーポジティブ」に向けた行動が急務

そのような中、2030年までに、**陸と海の30%以上を保全する** (**30by30**) **目標**が国際的に議論

その我が国での実現に向けて、**国や地域、事業者そして一人ひとりの力を結集**し、以下に取り組む

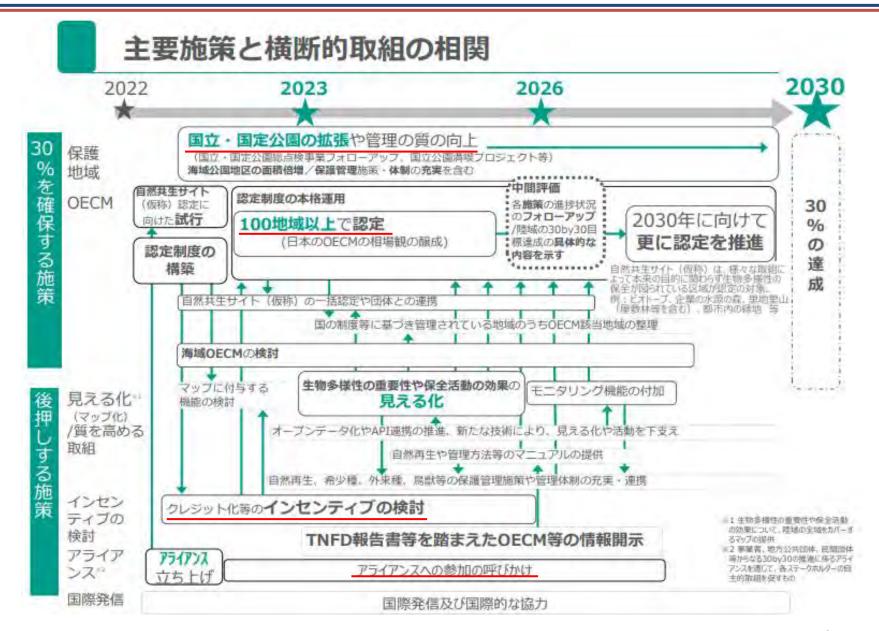
- > 国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上
- ▶ OECM*の設定・管理

※ OECM: Other Effective area-based Conservation Measures (保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

30by30実現後の地域イメージ ~自然を活用した課題解決~



30by30ロードマップ



生物多様性のための30by30アライアンス

生物多様性のための30by30アライアンス



- 30by30目標達成に向けた取組をオールジャパンで進めるため、有志の企業・ 自治体・団体の方々による「生物多様性のための30by30アライアンス」を 発足させる。
- アライアンス参加者は、30by30目標達成に向けた直接的な保全地域の確保又は保全活動の支援に取り組み、その内容を発信する。

〈アライアンスの全体構造イメージ〉

地方公共団体 民間企業 発起人:アライアンス参加呼びかけ 日本生態系協会 日本経済団体連合会 経団連自然保護協議会 日本ナショナル・トラス いきもの共生事業推進協議 ト協会 日本野鳥の会 企業と生物多様性イニシア SATOYAMAイニシア ティブ推進ネットワーク参加 国際自然保護連合日本委員 生物多様性自治体ネット 農業・林業・コンサベーション・イン 地域金融 都市緑化機構 ターナショナル・ジャパン 国際協力機構 漁業者・ 世界自然保護基金ジャパン 国立環境研究所 観光事業者 日本自然保護協会 環境省 ※17団体 事務局:環境省 個人

<アライアンス参加要件>

以下のいずれか一つに取り組むこと

- □所有地や所管地の国際OECMデータベース 登録を目指す
- □保護地域の拡大を目指す、拡大を支援する、 管理の充実を図る
- □保護地域、及び国際OECMデータベース登録を受けた(受ける見込み)サイトの管理を支援する
- □自治体が自らの策定する戦略に30by30目標への貢献を取り込み、保護地域の拡大、 国際OECMデータベース登録及びその管理の支援を企業、団体及び個人に推奨する

また、参加者は、これらの取組事項を積極 的に対外発信する

30by30アライアンス参加者の特典



1. Webサイトへの登録・発信

- ●参加者をWebサイト上に掲載し、その取組を発信する。
- ●将来的には、「自然共生サイト(仮 称)」管理者とその支援を行う企業等 のマッチング機能も検討

2. ロゴマークの利用

●参加者はロゴマークを使って取組を 発信できる。

3. 最新情報の共有

● 「自然共生サイト(仮称)」認定制度等の最新情報や、イベント等をメールマガジン等で発信

4. 予算上の支援

■環境省の事業でアライアンス参加者を支援します。



【「自然共生サイト(仮称)」認定制度】

ご清聴ありがとうございました

JFMAエネルギー環境保全マネジメント研究部会